

## 検討項目

### 空港施設の維持管理

#### 委員等のコメント

---

- 1者応札を解消するために、複数年度契約の導入や契約の規模の見直しを行なうことが必要。
- 空港事業は閉鎖的な傾向があるが、土木施設の維持管理業務について3分の2が1者応札というのは異常な状態と言わざるを得ない。空港分野でも土木は潜在的な民間事業者は多いので、原因を追及して解決する必要あり。
- 1者応札の理由として、利益率が低いとの説明があったが、現在、一般の土木工事の民間事業者の利益率は経常ベースで1%~2%と極めて低い水準で仕事を受けているため、空港土木施設の維持管理だけが特に利益率が低わけではなく、1者応札の解消に取り組む必要あり。
- 当局が競争を促進することに積極的なのか、やらなければならないのでやることにしているにすぎないのかで効果が異なる。国の税金で安く効率的に調達しなければならないのに、何年にも渡って1者応札が続いていることは異常である。深刻な問題意識を持つ必要があり、「1者応札の原因がよくわからない」との回答では、心の底から競争原理が働くことを願っていないように思わざるを得ない。
- (財) 航空保安施設信頼性センターに天下りがいるのであれば、「結果的に1者応札となっている」という説明だけでは世間は信用しない。
- 航空局に維持管理を複数年度で行なう国庫債務負担行為の経験がないとのことだが、現在、国家戦略室の予算編成のあり方に関する検討会においても複数年度予算を拡大する動きがあるため、複数年度契約の実現性を心配される必要はない。
- 1者しか受託できないような状態では、受託事業者が倒産した場合や不慮の災害に遭った場合のリスク管理が問題となる。空港は国の重要な施設であるため、事業者間に適度な競争が働いて交換可能性がないと危険。
- 入札参加に対する努力はよくわかるが、結果的に1者応札となっている状況を解消しなければならない。参入障壁を取り除いて、出来るだけ新規の民間事業者が参入しやすい環境とする方針をもつことが重要。
- 1者応札が継続すれば談合の存在も懸念せざるを得ない。

## 評価結果

---

- 空港土木施設の維持管理業務、航空灯火・電源施設の維持管理業務、航空保安無線施設等の保守業務の全ての契約において、平成 23 年度から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する。
- 公共サービス法に基づく民間競争入札の導入のスケジュールを明確にする必要がある。

## とりまとめコメント

---

- 役所側の裁量を前提に徐々に導入をするというのでは外部から不透明。民間事業者が新規に参入する場合には、人材の確保や投資等を行う必要があるため、民間競争入札を段階的に導入する場合には、具体的なロードマップを明確に示す必要がある。